

子育て世帯生活支援特別給付金の申請はお済みですか？

食費等の物価高騰で影響を特に受ける低所得の子育て世帯の生活支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。該当する方で手続きがお済みでない方は、早めに行ってください。

- 1 食費をなくす

- 2 朝食をゼロに

- 3 すべての人に経済と福祉を


対象者

■ひとり親世帯分

児童扶養手当の支給要件に該当している児童を監護等している方であって、次の①または②のいずれかに該当する方

- ①公的年金等（※1）を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（※2）
 - ②令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、食費等の物価高騰の影響を受けて直近の収入の家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方
- （※1）遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など
- （※2）既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、全部または一部停止されたと推測された方も対象になります。

■ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分

令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合20歳未満）を養育する父母等であって、令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となつた方（※3）

（※3）令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。

支給額

児童1人あたり5万円

申請期限

令和6年2月29日（木）

※令和6年3月分の児童手当または特別児童扶養手当の認定請求などをした方は令和6年3月15日（金）

申請手続き

申請書は町ホームページに掲載していますので、添付書類とあわせて提出してください。

なお、郵送をご希望の方は下記までご連絡ください。



◎申請・問い合わせ先 福祉健康課福祉係 ☎82-3111（内線136）直通75-6205

10月から
スタート！

価格高騰特別対策支援金の支給について

- 1 食費をなくす


対象世帯

令和5年6月1日時点で町に住民登録があり、広報さかき7月号に掲載の「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急重点支援給付金」の支給対象にならない、次に該当する世帯

1.令和5年度住民税所得割非課税世帯

世帯全員の令和5年度住民税所得割が非課税の世帯

ただし、住民税所得割を課税されている方の扶養親族等である場合、その世帯は対象外となります。

2.家計急変世帯

予期せず令和5年1月から12月までの収入が減少し、世帯全員が住民税所得割非課税相当であると認められる世帯

- 町HP


支給額

1世帯あたり2万円

申請期限

1.令和5年度住民税所得割非課税世帯

▶12月15日（金）

2.家計急変世帯

▶令和6年1月31日（水）

申請手続き

1.令和5年度住民税所得割非課税世帯

対象世帯には、10月上旬から「確認書」をお送りしますので、添付書類とあわせて提出してください。昨年度の受給者は手続き不要です。

2.家計急変世帯

該当する世帯は、福祉健康課に「申請書」がありますので、添付書類とあわせて申請してください。

◎申請・問い合わせ先 福祉健康課福祉係 ☎82-3111（内線132・136）直通75-6205